

令和5年 滑川町農業委員会 第11回総会 議事録					
召集月日	令和5年11月15日(水)				
開 会	令和5年11月24日(金) 午前9時30分				
閉 会	令和5年11月24日(金) 午前10時00分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	1番	神田徳子	2番	吉田 昇	

第 11 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 43 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 44 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 4	議案第 45 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第11回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年度第11回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第11回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議

席番号 1 番神田委員、議席番号 2 番吉田委員にお願い致します。
なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 43 号農地法第 3 条についてを議題と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第 43 号農地法第 3 条委員会についてをご説明いたします。今月の申請件数は 1 件、合計 1,122 m²になります。それでは申請番号 1 を説明、朗読させていただきますので、議案書の 1 頁、図面は議案第 43 号資料 1 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 1、申請地は比企郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振農用地、1,122 m²になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様と〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模を拡大したいため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をすることはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして現地調査報告を班長さん担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

12 番 3 班班長 12 番宮島正重です。11 月 18 日土曜日午前 8 時より 3 班農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましても私が担当でありますので、引き続き説明したいと思います。申請地は〇〇〇を出て、もとの〇

〇〇を左折して〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇の信号を左折して〇〇〇方面に向かい、×××mぐらい行った右手になります。理由書が添付されておりますので読んでみたいと思います。私は40年、農作業経験があり稲、もち米、野菜を主に耕作しております。今回、滑川町の農地を取得する経緯につきましては現在の土地の所有者でございます□□□さん、□□□様から自分で耕作することが難しいため農地の利用について相談がございました。農業経営の規模を拡大したいと考えているため今回私が農地の取得をすることを決めました。以上のことから農地法第3条に基づく手続きをさせていただき理由となります、という理由書が添付されております。横田様の耕作面積ですが9,653㎡です。内訳は田が4,734㎡、畑が4,919㎡です。申請地は自宅から×××mぐらいの距離にあり□□□さんの所有する耕作地の隣の土地にあたります。よって、これを購入しても作業効率は大変良くなるかなというふうに思います。耕作状況については田には水稻、畑はネギ等の野菜が耕作されておりました。今後とも良好に耕作されると思います。労働力は通常は本人と奥さんの2人で耕作しておりますが休日や農繁期には同居する子供が手伝ってくれております。このことから労働力は問題ないと思います。農機具についてはトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有されております。調査の結果この申請は問題がないというのが適当であると見受けられます。以上のとおり調査報告をいたします。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。宮島農業委員が申し上げたとおりのことですが、当該申請地は□□□さんの旦那様が〇〇〇から出耕作し管理されていた土地だったと聞いております。ですが旦那様も高齢化されまして、これ以上で出耕作するのは困難であるということで、それならばということで本件の□□□さんが隣で耕作していることもあって、では私が引き続き耕作し管理しているというような話を聞いております。□□□さんの所有農地もおおむね良好に管理されており農機具も整っ

ているということで、この当該申請につきましては問題ないと思います。審議の程宜しくお願い致します。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第 43 号番号 1 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 43 号番号 1 については、申請のとおり許可と決定致しました。以上で日程第 2 の審議を終わります。

議長 日程第 3 議案第 44 号農地法 3 条の 3 相続等による権利移動についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第 44 号農地法 3 条の 3 相続等による権利移動についてを説明いたします。議案書の 2 頁、議案第 44 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件、4,880 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、945 m²外 5 筆、田畑合計 4,880 m²になります。位置については議案第 44 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それではないようですので議案第 44 号の質疑を終了致します。日程第 3 は以上になります。

議長 続きまして日程第 4、議案第 45 号農地法第 5 条届出について

を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 45 号農地法 5 条届出についてを説明致します。議案書の 3 頁、議案第 45 号資料 1 と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件 183 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町〇〇〇×××番×××、畑、183 m²になります。位置については議案第 45 号資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番×××〇〇〇、□□□様です。届出事由は使用貸借権 30 年を設定し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として受理状況は備考のとおりです。なお、こちらの申請地は令和 4 年 5 月に 5 条の届出を受理しておりましたが、譲受人、転用面積等が変更となったため新たに届出したものとなります。報告は以上になります。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それではないようですので議案第 45 号の質疑を終了致します。日程第 4 は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 5 年第 11 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 何かとお忙しい中ご出席いただき慎重審議をありがとうございました

ました。これを持ちまして令和5年第11回総会を閉会いたします。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年12月20日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 神 田 徳 子

署名委員 吉 田 昇